

PCBが使用された低圧進相コンデンサーを探しています！ (事業者の皆様へのお願い)

古い低圧進相コンデンサーには**PCB**(有害物質)が**使用**されている**可能性**があります。
設備や建物内に古い低圧進相コンデンサーがないか、コンデンサーに**PCB**が使用
されていないか**ご確認**いただき、**PCBが使用**されている場合、**期限までに処分**を！

低圧進相コンデンサーとは

- モーターで稼働する設備や業務用冷凍庫等の電気機器などの力率を改善する目的で、壁や配電盤などに設置
- 機器を廃棄した後に**低圧進相コンデンサー**だけが壁に残っている事例が多数確認



PCB使用の有無の確認

① コンデンサーの銘板を確認

- ✓ 「AF式」「DF式」「不燃性油」「シンクロール」「シバノール」の表記 ⇒ **高濃度PCB**
- ✓ 製造年 **昭和28(1953)年～昭和47(1972)年** ⇒ **高濃度PCBの可能性あり**
昭和28(1953)年～平成2(1990)年 ⇒ **低濃度PCBの可能性あり**
平成3(1991)年以降 ⇒ **PCB使用の可能性なし※**



日本電機工業会
(JEMA)
ホームページ

② メーカー・日本電機工業会(JEMA)のホームページで確認またはメーカーに問い合わせ

③ ①・②でPCB使用の有無を特定できない場合 ⇒ コンデンサー内の油のPCB濃度測定

PCB 濃度	不含有 (0.5mg/kg 以下)	低濃度PCB (0.5 mg/kg 超 5,000 mg/kg 以下)	高濃度PCB (5,000mg/kg 超)
--------	----------------------	---	--------------------------

※銘板情報から高濃度PCBに該当しないことが明らかなものについては、低濃度PCBとみなして処分することが可能

※一部のメーカーについては平成16(2004)年まで可能性あり

PCBが使用されたコンデンサーを発見した場合

① PCB特別措置法に基づく**届出**

各地域県民局環境管理部、青森市(廃棄物対策課)または八戸市(環境保全課)に提出

② PCB廃棄物の**処分**

PCBの濃度区分に応じて、処分期限までに所定の処理施設に委託処分

PCB廃棄物の処分期限

区 分	処 分 期 限	処 理 施 設
高濃度(重さ 3 kg以上 のもの)	終了(発見した場合は直ちに市又は県まで連絡)	中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO) 北海道 PCB 処理事業所
高濃度(重さ 3 kg未満 のもの)		
低濃度	令和9(2027)年3月31日	無害化処理認定施設(環境大臣認定)等

※ 期限までに処分しなかった場合、改善命令の対象(違反した場合罰則あり)

お問い合わせ先

青森県 環境エネルギー部 資源循環推進課 017-734-9584

青森環境管理事務所

017-734-9185

【東津軽郡、上北郡(野辺地町・横浜町・六ヶ所村)】

弘前環境管理事務所

0172-31-1900

【弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西・中・南・北津軽郡】

八戸環境管理事務所

0178-27-5111(代)

【十和田市、三沢市、上北郡(七戸町・六戸町・東北町・おいらせ町)、三戸郡】

むつ環境管理事務所

0175-33-1900

【むつ市、下北郡】

青森市 環境部 廃棄物・リサイクル課 017-718-1086

【青森市】

八戸市 市民環境部 環境保全課

0178-51-6195

【八戸市】